

マイナちゃんに
聞いてみよう!

よくあるご質問について

Q



口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの？

「大丈夫！」



国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。

預金残高などが知られることはないから安心してね！

Q



口座を登録したら、税金が勝手に引き落とされるの？

「大丈夫！」



登録した口座から、税金などが勝手に引き落とされることはありません。公金受取口座は、給付金などの支給のために利用されるよ。

Q



マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だわ

「大丈夫！」



マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。

となりを見てね！

もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック！

デジタル庁「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！



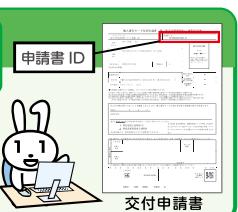
スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書の2次元バーコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の2次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。



交付申請書をお持ちでない方は、

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。[マイナンバーカード郵便](#)
- ※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー
一時利用停止による
マイナンバーカードの
一時利用停止について
365日受付！

受付時間

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**

その他のお問合せ

050-3816-9405

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル

マイナンバー制度について **0120-0178-26**

マイナンバーカード等

0120-0178-27

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

Inquiries about Individual Number Card, etc.

なんだろう？

登録制度って

公金受取口座

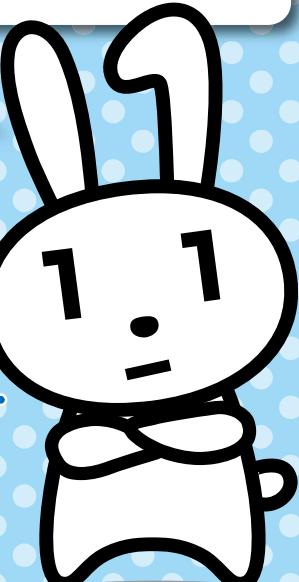
登録
方法は？

どう利用
するの？

メリット
って？

マイナボーナス
第2弾
マイナポイント

最大2万円分の
マイナポイントが
もらえる！



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公金受取口座登録制度でできること

Before



After



●公金受取口座登録制度ってなに?

給付金などを受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

●どんなことがあるの?

公金受取口座を登録しておくと、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができます。

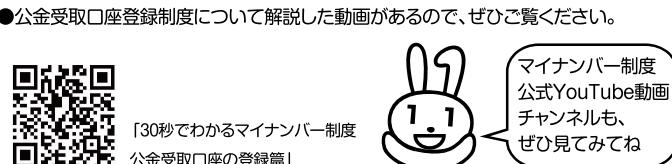
※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。
別途、申請などが必要になります。

●登録可能な口座は?

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance



●登録に必要なものは?

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。

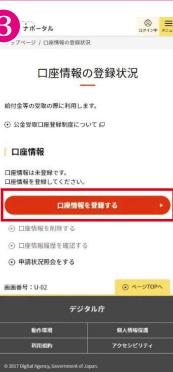
- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします(押します)。

「マイナンバーカードを読み取る」をタップして読み取らせるべく、ご本人情報が自動で入力されます。

内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。



「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

簡単な操作ですぐに登録ができるよ

ほかにも以下の登録方法があります

所得税の確定申告時の登録申請
(還付申告のみ)

金融機関の窓口等での登録
(令和5年度下期以降開始予定)

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



マイナカード 第2弾
マイナポイント

公金受取口座の登録はマイナポイント付与対象!

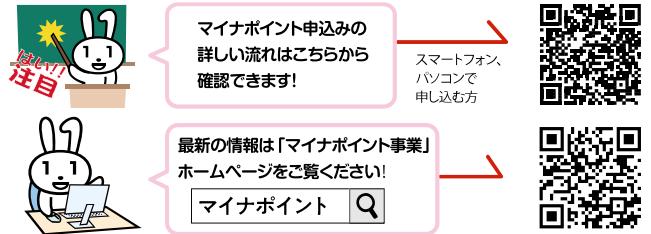
公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込期限は、令和5年9月末までです。既に登録済の方ももちろん対象!

選択した
決済サービスの利用・
チャージ金額に応じて
最大 5,000 円分
※1,2,3,4 + 健康保険証としての
利用申込みで
7,500 円分
※4,5 + 公金受取口座の
登録で
7,500 円分
※4,5

マイナポイントを受け取るために、令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った上で、令和5年9月末までにマイナポイントの申込を行う必要があります。

*1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。

*2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



こちらの画面イメージは令和4年10月1日時点のものです。